する謝恩の進貢の事、水夫の救助に謝する事、暦日の事の咨(国王尚巴志より (礼部あてカ)、国王と王相懐機への頒賜に対

一四三六、九、二四)

琉球国中山王、謝恩等の事の為にす。

今、各件の事理を開し移咨して施行を請う。須らく咨に至るべ

通行し謝恩すべし。咨して施行を請う。

計件

き者なり。

閏六月十一日に、欽んで勅諭、頒賜の綵幣及び王相懐機に賜わる 福建に回到し来船を修理す。 使者阿普尼是を遣わし、使者楊布勃也、 綵幣を受け、此れを欽む。 回る船隻の使者漫泰来結制等に転交し、齎捧して国に到る。 回還せしむる使者伍是堅等、勅諭二道并びに領賜の物件を齎捧し、 き進貢し謝恩せしむ。咨して施行を請う。 皮一千張は、共同に安字等号海船三隻に装載し、通行して京に赴 万斤を管送せしむ。 通を齎捧し、及び香一千斤・沙魚皮二千張・馬六十匹・硫黄三 件 謝恩の事。 正統元年(一四三六)二月内、欽んで進貢し 随拠して王相懐機自ら備うる香五百斤・沙魚 欽遵し奉じて領受するを除くの外、 此の為に誠に遅延するを恐れ、先に 義魯結制等と共同に表文(④) 本年 · 今

船隻は、浙江昌国衛の面の孤山に在りて風に遭いて打砕す。番梢すらく、所有の本国の差去せる使者阿不察都等の坐駕せる進貢の一件、番人を放回するの事。近ごろ通事蔡譲等の告に拠るに称

に、同に差わせる人数は未だ下落を知らず。除外に理として合に国に到る。具告して施行するを乞う、と。此れに拠りて参照する識認せしめて回らしむるを蒙り、宣徳十年(一四三五)四月内に送して京に赴かしむるを蒙る。恩恤を欽蒙し、謹んで礼部の就ち母魯勃是等四名、水に浮かびて登岸する有りて、所在の官司の投

す。 等に転交して本国に齎到す。来咨を准け、 者伍是堅に給付して収領せしむるも、 るを除くの外、合行に回咨して知会すべし。 の大統暦一百本、 件、 此の為に誠に遅悞するを恐れ、先に回る船隻の使者義魯結制 暦日の事。 内 近ごろ准くるに、欽依して頒賜せる正統 黄綾面一本は、 福建に回到して来船を修理 欽遵して本国の差来せる使 欽遵し領受して施行す 施行せよ。 完年

正統元年(一四三六)九月二十四日

安字号船 通事鄭長 硫黄一万斤大 馬二十匹

硫黄一万斤 馬二十匹 番五百斤 沙魚皮一千張 又、王相懐機の進むる

此の一起、

船三隻

義字号船

恭字号船

通事范徳

硫黄一万斤

馬二十匹

咨

(1) 進貢〔一六-二五〕参照。

注

(2)転交(人を通じてわたす。とりついで交付する。

- (4) 表文 〔一二一一六〕。
- (5) 昌国衛 淅江省象山県に置く。「面孤山」はあるいは地名か。
- (6) 下落 ゆくえ。ありか。

での給付ならびに船隻の給賜を請う事などの咨国王尚巴志より礼部あて、朝服の給賜を請う事、暦日の福建

1-17-02

(一四三六、九、二四)

琉球国中山王、朝服等の事の為にす。

う。須らく咨に至るべき者なり。 今、各件の合に行うべき事理を将て開坐す。移咨して施行を請

計三件

便益ならしむるを為すを乞うべし。咨して施行を請う。事に遇うに、行礼するに未便なり。合に咨して、具奏し給賜して与照らすに、本国の各官の朝服は已に多年を経れば、俱に以て朽ら照らすに、本国の各官の朝服は已に多年を経れば、俱に以て朽に、本国の各官の朝服は已に多年を経れば、俱に以て朽に、如服の事。洪武年の間、欽んで太祖高皇帝の、本国の各

一件、暦日の事。照得するに、本邦は洪武年来より今に至るま

益と為す。咨して施行を請う。 益と為す。咨して施行を請う。 一定で正朔を遵奉し、逓年遺使して海船に坐駕し方物を装載して進貢を接賜し、前来する国人に交付して領駕せしめんことを。近れの治紀の知所に齎到し料を計りて来船の槓棋を修理するを行い、をを接賜し、前来する国人に交付して領駕せしめんことを。近半年に及ばと、一次では、前来する国人に交付して領駕せしめんことを。近半年に及ばり、一方のでは、一

は、LBによりである。 を附搭す。煩為わくは例に照らして奏賜せんことを。施行せよ。一件、番貨の事。所有の今差わす使者阿普尼是等の各船は蘇木

右、礼部に咨す

正統元年(一四三六)九月二十四日

此の起は使者阿普礼是に付す、

通事鄭長

(1)洪武年の間…給賜 『明実録』洪武二十七年三月己酉•三十注*本文書の関連の記事が『明実録』正統二年六月癸亥の条にある。

(2) 就近 付近の。

一年三月癸亥の条に記事がある。

(3) 行下 命令を下す、文書で申しつける。行は「用語解説」参